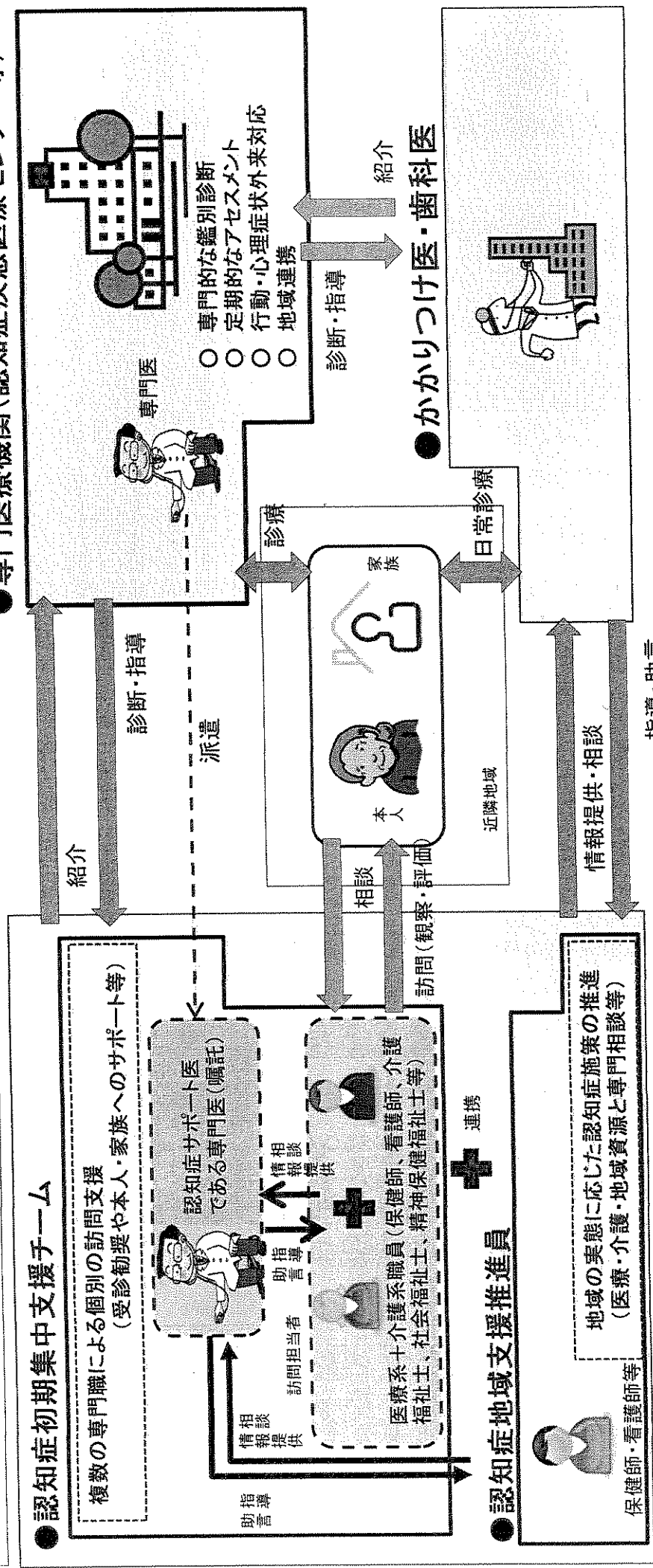


# 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

- **認知症初期集中支援チーム** (個別の訪問支援)
  - 一 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を行う。
  - 一 診察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
  - 一 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
- **認知症地域支援推進員** (専任の連携支援・相談等)

## 地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置



## 認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ

- ① 訪問支援対象者の把握
- ② 情報収集 (本人の生活情報や家族の状況など)
- ③ 観察・評価 (認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子)
- ④ 初回訪問時の支援 (認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート)
- ⑤ 専門医を含めたチーム会議の開催 (観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討)
- ⑥ 初期集中支援の実施 (専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など)
- ⑦ 引き継ぎ後のモニタリング

## 12月3日～9日は障害者週間です 「障害」や「障害のある人」に対する 関心と理解を深めましょう

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められました。

障害者の自立および社会参加を実現していくためには、市民の皆さんの理解と協力が重要です。市民一人一人がこの機会に障害者福祉について考え、障害者に対する関心と理解を深めましょう。

障害者用駐車場は必要な人のために空けておこう

障害者用駐車場は、車椅子やつえを使用している方などが自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるように作られた駐車場です。

最近では、公共施設やショッピングセンター、飲食店など多くの方が利用する施設で障害者用駐車場の整備が進んでいますが、障害者用駐車場を必要としない方が駐車してしまい、必要な方が駐車できず大変困っているという声が寄せられています。障害者のための国際シンボルマークマナーを守り、障害者用駐車場を必要としている方が利用しやすい環境づくりを進めましょう。



### 障がい者無料法律相談110番

埼玉弁護士会では、障害者週間に合わせ、弁護士が相談専用電話やファクスで、無料で相談に応じる「障がい者無料法律相談110番」を実施します。「障害につけ込まれて、お金をだまし取られた」、「病院や施設の手続きのため、成年後見制度を利用したい」、「支援をしている障害者が相続のことで困っている」など、気軽にご相談ください。

- ▶日 時 12月9日(金)午前10時～午後4時
- ▶対 象 障害のある方、その家族や福祉関係者など
- ▶電話番号 048-838-5570
- ▶FAX番号 048-838-5573
- ▶問い合わせ 同会法律相談センター ☎048-710-5666 [FAX] 048-837-2898

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当 (内線266)

## 市報ぎょうだ平成29年1月号は 12月28日に配布します

新年の「市報ぎょうだ」1月号は、12月28日(木)に各自治会長宅または配布役員宅へ配布します。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当 (内線318)

## 行田市認知症初期集中支援 チームが発足しました



行田市認知症初期集中支援チームの皆さん

高齢者の約4人に1人が認知症またはその予備軍といわれています。認知症になっても、本市でいつまでも住み続けられるようにするため、認知症の初期段階で、早期発見・早期治療を行えるように支援する専門職チーム「行田市認知症初期集中支援チーム」が発足しました。

このチームは、専門医と保健医療と介護の専門職がチーム員として対象者の相談、訪問を行い、適切な医療、介護サービスの利用につなげ、認知症の方(疑いを含む)とその家族を支援します。

- ▶設置場所 行田市機能強化型地域包括支援センター緑風苑内(須加1529)
- ▶相 談 高齢者福祉課または各地域包括支援センター
- ▶問い合わせ 同課地域包括ケア担当(内線338・278)

## 障害者控除認定書を 発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、これらの手帳の交付を受けていない方でも、申請に基づいて市が発行する「障害者控除認定書」により控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は、認定までに時間がかかりますのでお早めにご相談ください。なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

- ▶対象 65歳以上の介護認定(要介護1～5)を受けている方で、要介護認定の状況により身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方
- ▶申請に必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑、申請者の身分を証明するもの(運転免許証など)
- ▶問い合わせ 高齢者福祉課介護認定担当(内線269)